

次世代育成支援及び女性活躍推進のための一般事業主行動計画

公益財団法人大阪産業局

全ての財団職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7（2025）年4月1日～
令和12（2030）年3月31日までの5年間
（策定日：令和7年（2025）3月31日）

2. 内容

目標1：時間外労働時間削減のため、定期的なノー残業デーを設定する。
（無理のない実施とするため、事業部ごとに業務量の繁閑を加味した上で設定する）

<対策>

- 令和7年4月～ 前年度における時間外労働・休日労働状況を把握する
- 令和7年10月～ 事業部ごとに設定可能な時期・日程を検討する
- 令和8年4月～ 月1回のノー残業デーを設定する
- 令和9年4月～ 前年度までにおける実施状況及び業務の繁閑を加味した上で、月2回のノー残業デーを設定する
- 令和11年4月～ 前年度までにおける実施状況及び業務の繁閑を加味した上で、週1回のノー残業デーを設定する

目標2：全職員の年次有給休暇の取得率を全職員平均で45%以上とする。

（R6年度：39.4%）

雇用管理区分ごとでは以下の数値とする。

無期職員：40%以上（R6年度：38.7%）

有期職員：60%以上（R6年度：57.1%）

シニア職員：45%以上（R6年度：43.5%）

専任職員：55%以上（R6年度：52.9%）

准職員：85%以上（R6年度：84.5%）

出向他：25%以上（R6年度：24.1%）

<対策>

- 令和7年4月～ 前年度における年次有給休暇の取得状況を把握し、イントラネット・一斉メールなどで年次有給休暇取得促進に関する周知を行う。
- 令和8年1月～ 当年度において取得が少ない職員に対し計画的な取得を促す。
- 令和8年4月～ 有給取得率の低い部署を把握し、計画的な取得を促すことを継続的に実施する。
- 令和9年1月～ 当年度において取得が少ない職員に対し計画的な取得を促す。